

こんなときは、 14日以内に届け出を!

国保(国民健康保険)は、いざというときの病気やケガに備えて加入者が保険料(税)を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。国保に加入するとき、脱退するとき、また家族に異動があったときなどは、必ず届け出をしてください。



国保に加入するのはこんなとき

子どもが生まれたのだけど、
国保に加入するのに必要な手続きはあるの?

国保の窓口へ
14日以内に届け出を行ってください。
国保に加入する手続きには、
保険証、母子健康手帳、印かんが必要になります。



手続きに必要なもの

他の市町村から転入してきたとき

他の市町村の転出証明書、印かん

職場の健康保険を脱退したとき

職場の健康保険を脱退した証明書、印かん

家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき

被扶養者からはずれた証明書、印かん

子どもが生まれたとき

保険証、母子健康手帳、印かん

生活保護を受けなくなったとき

保護廃止決定通知書、印かん

外国籍の人が加入するとき

在留カードまたはパスポートなど

国保を脱退するのはこんなとき

手続きに必要なもの

他の市町村に転出するとき

保険証、印かん

職場の健康保険に加入したとき

国保と加入した健康保険の両方の保険証、印かん

家族の健康保険の被扶養者になったとき

保険証、死亡を証明するもの、印かん

国保の被保険者が死亡したとき

保護開始決定通知書、保険証、印かん

生活保護を受けるようになったとき

保険証、在留カードまたはパスポートなど

外国籍の人がやめるとき

こんなときも届け出が必要です

手続きに必要なもの

住所、世帯主、氏名などが変わったとき

保険証、印かん

世帯を分けたり、一緒にしたとき

保険証、在学(園)証明書、印かん

退職者医療制度に該当しなくなったとき

本人であることを証明するもの

修学のため、他の市町村に住所を移したとき

(使えなくなった保険証、運転免許証など)、印かん

保険証をなくしたり、

汚れて使えなくなったとき

加入の届け出が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって保険料(税)を納めなければならなくなります。

また、その間の医療費は全額自己負担となります。



脱退の届け出が遅れると…

資格がなくなったあと、国保を使って診療を受けた場合、国保で負担した分の医療費は返していただくことになります。

また、保険料(税)が二重払いになってしまうこともあります。

保険証を大切に

国保の保険証は、ひとりに1枚ずつ交付されます。(1世帯に1枚の場合もあります)

保険証は、国保の被保険者であるとの証明書であり、受診券でもあります。大切に取り扱いましょう。